

[設問1]

当事者が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しない場合の扱いについての理解を問うものである。

158条により、裁判所は、答弁書に記載した事項を陳述したものとみなし、原告に弁論をさせることになる。裁判所がどのような扱いをすべきかが書かれていれば15点、根拠条文として158条が書かれていれば5点。

[設問2]

確認の利益についての理解を問うものである。

請求①は、過去の事実ないし法律関係の確認を求めるものであって、確認の対象とすることが原告の権利や法律上の地位に対する危険や不安を除去するために有効適切なものとはいえないから、確認の利益がない。また、請求②は、所有権移転登記手続を求める訴え（給付の訴え）による方が紛争解決手段としてより適切であるから、やはり確認の利益がない。したがって、いずれも不適法であるから、訴え却下の判決をすべきことになる。

確認の利益がないことが書かれていれば請求①、請求②それぞれについて各10点、確認の利益がない場合に訴え却下の判決をすべきであることが書かれていれば10点。

[設問3]

訴えの交換的変更についての理解を問うものである。

訴えの交換的変更は、訴えの変更（143条）として、新たな請求に係る訴えを追加的に併合提起するとともに、旧請求に係る訴えを取り下げる（261条）か、又は請求を放棄すること（266条）であるとするのが判例である。これを前提とすると、まず、請求③に係る訴えを追加的に併合提起するためには、請求の基礎に変更がないこと、事実審の

口頭弁論終結前であること、著しく訴訟手続を遅滞させることとなるものでないことが必要である（143条）。また、旧請求に係る訴えについては、請求の放棄ではなく、訴えの取下げによるのが通常であるところ、請求①及び請求②に係る訴えを取り下げるためには、判決確定前であることが必要であるほか、被告が本案について準備書面（答弁書は被告が最初に提出する準備書面であり、準備書面の一種である。民訴規79条参照。）を提出するなどした後には、被告の同意が必要である（261条）。以上のことが書かれていれば30点。

[設問4]

処分権主義についての理解を問うものである。

裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない（246条）ところ、Xは、乙土地の引渡しを請求していない。したがって、裁判所は、Xへの乙土地の引渡しを命ずる判決をすることはできない。このことが書かれていれば15点、246条が指摘されていれば5点。